

別表 汚染井戸周辺地区調査に係る発動基準、及び地下水質の測定方法等

1 発動基準

(単位：mg/L)

区分 項目名	発動基準*	(1)地下水の環境基準		(2)水道水の水質基準	
		定量下限値	環境基準	定量下限値	水質基準
カドミウム	0.0015	0.0003	0.003 以下	0.0003	0.003 以下
全シアン	検出	0.1	検出されないこと	----	----
シアン**	0.005	----	----	0.001	0.01 以下
鉛	0.005	0.005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
六価クロム	0.01	0.01	0.02 以下	0.005	0.02 以下
砒素	0.005	0.005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
総水銀	0.0005***	0.0005	0.0005 以下	0.00005	0.0005 以下
アルキル水銀	検出	0.0005	検出されないこと	----	----
PCB	検出	0.0005	検出されないこと	----	----
ジクロロメタン	0.004	0.002	0.02 以下	0.002	0.02 以下
四塩化炭素	0.0004	0.0002	0.002 以下	0.0002	0.002 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.0004	0.0002	0.002 以下	----	----
1,2-ジクロロエタン	0.0008	0.0004	0.004 以下	----	----
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	0.1 以下	----	----
1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.008	0.004	0.04 以下	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.2	0.0005	1 以下	----	----
1,1,2-トリクロロエタン	0.0012	0.0006	0.006 以下	----	----
トリクロロエチレン	0.002	0.001	0.01 以下	0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.002	0.0005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0004	0.0002	0.002 以下	----	----
チウラム	0.0012	0.0006	0.006 以下	----	----
シマジン	0.0006	0.0003	0.003 以下	----	----
チオベンカルブ	0.004	0.002	0.02 以下	----	----
ベンゼン	0.002	0.001	0.01 以下	0.001	0.01 以下
セレン	0.005	0.002	0.01 以下	0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.08	10 以下	1	10 以下
ふっ素	0.4	0.08	0.8 以下	0.08	0.8 以下
ほう素	0.5	0.02	1 以下	0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	0.01	0.005	0.05 以下	0.005	0.05 以下

* : 発動基準は、「大阪府地下水質保全対策要領」で定められているもの。

** : シアンとは、シアン化物イオン及び塩化シアンのことをいう。

*** : 厚生労働省告示261号に定める方法で測定した場合は、0.00025とする。

2 測定方法

- (1) 地下水の環境基準項目に係るものにあつては、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号の別表の測定方法の欄に掲げる方法
(2) 水道水の水質基準項目に係るものにあつては、平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号に定める方法